

介護サポートサービス重要事項説明書

(事業の目的)

株式会社ウェルフューチャーホールディングスが開設するデイサービスセンターばんり（以下「事業所」という。）が行う介護サポートサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所毎に置くべき従業者（以下「介護サポートサービス従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護サポートサービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

事業所の介護サポートサービス従業者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

事業の実施にあたっては、利用者がお住まいの市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称等)

介護サポートサービス事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社ウェルフューチャーホールディングス ・ 営利法人
代 表 者 名	代表取締役 藤本 紀世彦
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住 所) 東京都千代田区平河町2丁目16番6号 j e Vビル6階 (電 話) 03-6260-8172 (F A X) 03-6269-8173

事業所名称及び所在地

事 業 所 名	デイサービスセンターばんり
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住 所) 長野県佐久市長土呂793-12 (電 話) 0267-65-8080 (F A X) 0267-65-8082
管 理 者 の 氏 名	飯田 瞳

営業日

営 業 日	月曜日～日曜日（祝日も含む）
営 業 時 間	24時間

(サービスの内容と費用)

種 類	費 用	内 容
時 間 外 サービス	100円／時間 (サービス提供時間前後の利用にかかる 合計時間が60分以上で発生)	保険外通所介護サービス提供時間（9：00～17：00）前後の時間帯、及び、通所介護契約書に基づく通所介護サービス提供時間（9：00～17：00）前後の時間帯にサービスを提供させていただきます。
朝 食 サービス	500円／食	時間外サービスを利用中の朝食提供。栄養バランスの取れた温かい食事を摂っていただけます。
保険外昼食 サービス	710円／食	保険外通所介護サービスを利用中の昼食提供。栄養バランスの取れた温かい食事を摂っていただけます。
夕 食 サービス	913円／食	時間外サービスを利用中の夕食提供。栄養バランスの取れた温かい食事を摂っていただけます。
保険外おむつ サービス	おむつ 116円／枚 リハビリパンツ パット 53円／枚	保険外通所介護サービス提供時間（9：00～17：00）前後の時間帯、及び通常規模型通所介護契約書に基づく通常規模型通所介護サービス利用時（9：00～17：00）前後の時間帯に事業所のおむつを使用した場合に算定されます。

種 類	費 用	内 容
保 険 外 通所介護 サービス	要介護１～２	介護保険外、実費での通所介護サービスです。１回あたり９：００～１７：００のご利用が可能です。 サービス提供時間（９：００～１７：００）前後の利用を希望される場合は、時間外サービス利用料が別途必要となります。
	２５００円／回	
	要介護３～５	
	３５００円／回	
夜 間 サポート サービス	２５００円／回	お泊まりを利用される方の１７：０１～８：５９までの夜間介護サービスを提供させていただきます。また原則、日中の通所介護サービスを利用した方のみ夜間サポートサービスは利用可能です。

利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については

口座振替・振込・現金支払

となります。

その他のお支払い方法についてはご相談ください。

サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 お客様 相談窓口	窓 口 責 任 者	飯田 瞳
	ご 利 用 時 間	９：００～１７：００
	電 話	０２６７－６５－８０８０
	ご利用方法・面 接	（当事業所相談室）
	意 見 箱	（玄関に設置）

（高齢者虐待防止について）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１） 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- （２） 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （３） 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（身体的拘束等について）

- （１） 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- （２） 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

(ハラスメント防止対策について)

事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えるような下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為〈身体的暴力〉

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為〈精神的暴力〉

③意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為〈セクシュアルハラスメント〉

上記の対象は、当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(その他運営についての留意事項)

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記します。
- (2) 介護サポートサービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行い
- (3) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備します。
- (4) 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

西暦2026年 6月 1日

事業者

住 所

事業者名

代表者名

事業所名

東京都千代田区平河町2丁目16番6号j e Vビル6階

株式会社ウェルフューチャーホールディングス

代表取締役 藤本 紀世彦

デイサービスセンターばんり